

## 第98回 電気用品調査委員会 議事要録

1. 開催日時:平成29年3月17日(金) 13:00 ~ 17:00

2. 開催場所:(一社)日本電気協会 4階 会議室

3. 出席者:(順不同, 敬称略)

### <委員(委員代理出席者含む)> 34名

大崎委員長 [東京大学]	本松副委員長 [(一社)日本電機工業会]
小道副委員長 [電気安全全国連絡委員会]	古谷副委員長 [(一財)電気安全環境研究所]
近藤幹事 [(一財)日本品質保証機構]	澁江幹事 [(一社)日本配線システム工業会]
綾戸幹事 [熔接鋼管協会]	阿部佐野幹事代理 [(一社)電子情報技術産業協会]
飛田委員 [東京都地域婦人団体連盟]	佐々木委員 [(一社)日本電気制御機器工業会]
藤倉委員 [(一財)電気安全環境研究所]	諸田委員 [塩化ビニル管・継手協会]
高坂委員 [(一社)日本電線工業会]	辻田委員 [日本電熱機工業協同組合]
長内委員 [日本ヒューズ工業組合]	笠原委員 [(一社)日本自動販売機工業会]
土屋委員 [(一社)日本陸用内燃機関協会]	岩田委員 [(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会]
野田委員 [全日本電気工事業工業組合連合会]	柘平委員 [テュフ・ラインランド・ジャパン(株)]
諸田委員 [(一社)インターホン工業会]	丹沢委員 [全国金属製電線管附属品工業組合]
與野委員 [(株)UL Japan]	堀委員 [合成樹脂製可とう電線管工業会]
小田委員 [(一財)VCCI協会]	福島委員 [(一社)日本厨房工業会]
瀧澤委員 [テュフブードザクタ(株)]	大浦委員 [(一社)日本ホームヘルス機器協会]
吉岡委員 [(一社)日本電気協会]	小野伊藤委員代理 [(一社)日本写真映像用品工業会]
鈴木内橋委員代理 [(一社)日本照明工業会]	中根淡路谷委員代理 [(一社)電池工業会]
浜中酒井委員代理 [(一社)電気学会]	鈴木岸村委員代理 [日本プラスチック工業連盟]

### <委任状提出委員> 14名

伊藤委員 [(一財)日本消費者協会]	北村委員 [(独)産業技術総合研究所]
鳥井委員 [(独)科学技術振興機構]	木戸委員 [電気事業連合会]
石原委員 [電気保安協会全国連絡会]	上山委員 [(一社)日本アミューズメントマシン協会]
西村委員 [(一社)日本電設工業協会]	山本委員 [日本暖房機器工業会]
湯原委員 [(一社)日本縫製機械工業会]	山下委員 [(一財)電気安全環境研究所]
岡田委員 [(一社)日本冷凍空調工業会]	山口委員 [(一社)日本玩具協会]
袴田委員 [(一社)電線総合技術センター]	泉委員 [(一社)KEC 関西電子工業振興センター]

### <参加> 23名

三宅係長 [経済産業省 製品安全課]	長澤専門職 [経済産業省 製品安全課]
福井課長補佐 [経済産業省国際電気標準課]	松本主任 [東京消防庁 予防部]
住谷 [(一財)電気安全環境研究所]	上参郷 [(一財)電気安全環境研究所]
安士 [(一財)電気安全環境研究所]	金子 [(一社)日本電機工業会]
綿貫 [(一社)日本電機工業会]	外山 [(一社)日本電機工業会]
長田 [(一社)日本配線システム工業会]	阿部 [(一社)日本配線システム工業会]
齋藤 [(一社)電気設備学会]	井上 [(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会]
清水 [(一社)日本照明工業会]	小綿 [(一財)日本規格協会]
村田 [(一財)光産業技術振興協会]	北川 [(一社)日本電気制御機器工業会]
志茂 [(一社)日本電気制御機器工業会]	浅見 [(一社)日本アミューズメントマシン協会]

小川 [(一社)日本ホームヘルス機器協会]  
徳田 [(一財)VCCI協会]  
遠藤 [(一社)日本自動販売機工業会]  
天満 [(一社)日本自動販売機工業会]  
五十嵐 [認証制度共同事務局]

村松 [(一財)VCCI協会]  
秋山 [(一財)VCCI協会]  
木村 [(一社)日本自動販売機工業会]  
山本 [(一財)日本規格協会]

#### <事務局> 3名

荒川, 古川, 齊藤 [(一社)日本電気協会]

#### 4. 配付資料

- ・資料 No.1 第 97 回 電気用品調査委員会 議事要録(案)
- ・資料 No.2-1 電気ストーブの火災防止の検討について
- ・資料 No.3-1 平成 28 年度 別表第十二採用 JIS / J 規格等 審議計画(案)
- ・資料 No.3-2 別表第十二への採用を検討する JIS 一覧(小委員会承認後)
- ・資料 No.3-3 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要  
(家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第 2-25 部:電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求事項 JIS C 9335-2-25)
- ・資料 No.3-4 // ( // -第 2-65 部:空気清浄機の個別要求事項 JIS C 9335-2-65)
- ・資料 No.3-5 // ( // -第 2-90 部:業務用電子レンジの個別要求事項 JIS C 9335-2-90)
- ・資料 No.3-6 // ( // -第 2-98 部:加湿器の個別要求事項 JIS C 9335-2-98)
- ・資料 No.3-7 // (照明器具-第 2-20 部:ライティングチェーンに関する安全性要求事項 JIS C 8105-2-20)
- ・資料 No.3-8 // (照明器具-第 2-21 部:ローブライトに関する安全性要求事項 JIS C 8105-2-21)
- ・資料 No.3-9 // (家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント-第 1 部:一般要求事項 JIS C 8282-1)
- ・資料 No.3-10 // (住宅及び類似設備用配線用遮断器 JIS C 8211)
- ・資料 No.3-11 // (住宅及び類似設備用漏電遮断器-過電流保護装置なし (RCCBs) JIS C 8221)
- ・資料 No.3-12 // (住宅及び類似設備用漏電遮断器-過電流保護装置付き (RCBOs) JIS C 8222)
- ・資料 No.3-13 // (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第 2-82 部:サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項 JIS C 9335-2-82)
- ・資料 No.3-14 // ( // -第 2-32 部:マッサージ器の個別要求事項 JIS C 9335-2-32)
- ・資料 No.3-15 // ( // -第 2-60 部:渦流浴槽機器, 渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項 JIS C 9335-2-60 ) )
- ・資料 No.3-16 // ( // -第 2-207 部:水電解器の個別要求事項 JIS C 9335-2-207)
- ・資料 No.3-17 // ( // -第 2-209 部:家庭用電気治療器の個別要求事項 JIS C 9335-2-209)
- ・資料 No.3-18 // ( // -第 2-210 部:家庭用電気磁気治療器の個別要求事項 JIS C 9335-2-210)
- ・資料 No.3-19 // ( // -第 2-211 部:家庭用熱療法治療器の個別要求事項 JIS C 9335-2-211)
- ・資料 No.3-20 // ( // -第 2-212 部:家庭用吸入器の個別要求事項 JIS C 9335-2-212)
- ・資料 No.3-21 // (電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法 CISPRJ 15)
- ・資料 No.3-22 // (マルチメディア機器の電磁両立性-エミッション要求事項- CISPRJ 32)
- ・資料 No.4-1 別表第十二への採用を検討する JIS 一覧 (JIS 発行後)
- ・資料 No.4-2 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要  
(オーディオ, ビデオ及び類似の電子機器-安全性要求事項 JIS C 6065)
- ・資料 No.4-3 // (情報技術機器-安全性-第 1 部:一般要求事項 JIS C 6950-1)
- ・資料 No.4-4 // (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第 2-76 部:電気さく用電源装置の個別要求事項 JIS C 9335-2-76)
- ・資料 No.4-5 // ( // -第 2-55 部:水槽用及び庭池用電気機器の個別要求事項 JIS C 9335-2-55)
- ・資料 No.4-6 // ( // -第 2-75 部:業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項 JIS C 9335-2-75)
- ・資料 No.4-7 // ( // -第 2-8 部:電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項 JIS C 9335-2-8)

- ・資料 No.4-8 // (ル-第2-24部:冷却用機器,アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項 JIS C 9335-2-24)
- ・資料 No.4-9 // (ル-第2-30部:ルームヒータの個別要求事項 JIS C 9335-2-30)
- ・資料 No.4-10 // (ル-第2-52部:口こう(腔)衛生機器の個別要求事項 JIS C 9335-2-52)
- ・資料 No.4-11 // (照明器具-第2-5部:投光器に関する安全性要求事項 JIS C 8105-2-5)
- ・資料 No.4-12 // (蛍光灯ソケット及びスタータソケット JIS C 8324)
- ・資料 No.4-13 // (直管蛍光ランプ-第1部:安全仕様 JIS C 7617-1)
- ・資料 No.4-14 // (片口金蛍光ランプ-第1部:安全仕様 JIS C 7618-1)
- ・資料 No.4-15 // (一般照明用電球形蛍光ランプ-第1部:安全仕様 JIS C 7620-1)
- ・資料 No.4-16 // (ランプ制御装置-第1部:通則及び安全性要求事項 JIS C 8147-1)
- ・資料 No.4-17 // (ランプ制御装置-第2-13部:直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要求事項 JIS C 8147-2-13)
- ・資料 No.4-18 // (機器用スイッチ-第2-1部:コードスイッチの個別要求事項 JIS C 4526-2-1)
- ・資料 No.4-19 // (機器用スイッチ-第1部:一般要求事項 JIS C 4526-1)
- ・資料 No.4-20 // (ネオン変圧器 JIS C 8109)
- ・資料 No.4-21 // (ランプ制御装置-第2-10部:管形冷陰極放電ランプ(ネオン管)の高周波動作電子インバータ及び変換器の個別要求事項 JIS C 8147-2-10)
- ・資料 No.5-1 平成29年度電気用品調査委員会事業計画
- ・資料 No.5-2 平成28年度決算見込みと平成29年度予算案
- ・資料 No.6-1 第7,20,55小委員会審議結果報告書 (一社)日本電線工業会
- ・資料 No.6-2 第34小委員会審議結果報告書(光源デバイス・照明器具関係) (一社)日本照明工業会
- ・資料 No.6-3 第59/61/116,72小委員会審議結果報告書 (一社)日本電機工業会 家電部
- ・資料 No.6-4 第23-1小委員会審議結果報告書 (一社)日本配線システム工業会
- ・資料 No.6-5 第23-2小委員会審議結果報告書 (一社)電気設備学会
- ・資料 No.6-6 第23-3小委員会審議結果報告書 (一社)日本電気制御機器工業会
- ・資料 No.6-7 第108小委員会審議結果報告書 (一社)ビジネス機械・情報システム産業協会
- ・資料 No.6-8 第1,3,25小委員会審議結果報告書 (一財)日本規格協会
- ・資料 No.6-9 第76小委員会審議結果報告書 (一財)光産業技術振興協会
- ・資料 No.6-10 第2,15,22,77,85,112小委員会審議結果報告書 (一社)電気学会
- ・資料 No.6-11 第37-2,51小委員会審議結果報告書 (一社)電子情報技術産業協会
- ・資料 No.6-12 第31,第32-2,第96,121・23E小委員会審議結果報告書(一社)日本電機工業会 技術部
- ・資料 No.6-13 第89,104小委員会審議結果報告書 (一財)日本規格協会
- ・資料 No.7 平成28年度 電気用品調査委員会委員名簿
- ・資料 No.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に関する要望書の提出について(抜粋)

## 5. 議事概要

議事概要を以下の(1)～(12)に示す。

### (1) 委員の加入及び委員交代並びに委員会の成立に関する報告について

a. 事務局より、委員の交代について報告を行った。

- ・合成樹脂製可とう電線管工業会 池場委員 → 堀委員

b. 事務局より、第98回電気用品調査委員会が成立している旨の報告を行った。

\*出席委員数については、総数48名に対し、代理出席6名を含め、計34名である。欠席者14名については14名全員が議決を委員長に委任しており、合計48名の出席及び委任がある。以上により、規約第4条にある全委員数の2/3(32名)以上の出席を充足しており、本委員会は成立している。

### (2) 大崎委員長の挨拶

- ・大崎委員長挨拶の後、議事に入った。

### (3) 前回議事要録(案)確認 <事務局>

- ・資料No.1『第 97 回電気用品調査委員会 議事要録(案)』について、事務局から事前に配付したものに対しコメント等はなかった旨を報告し、本議事要録案は承認された。

### (4) 解釈検討第 1 部会 電気ストーブによる火災の防止に関する検討結果について <事務局>

- ・事務局より資料No.2-1 に基づき、電気ストーブ火災の防止について、解釈別表第八と IEC 規格との比較を行った結果、最新 IEC 規格（IEC 整合規格；JIS C 9335-2-30（2017））では、就寝中に布団が電気ストーブに被さって発生する火事は防止できないとの結論に至ったことの報告があった。

質疑応答の概要を示す。【Q：質問，C：コメント，A：回答】

Q；資料の P6 において「ネルが 10 秒間以内にくすぶり又は発火してはならない。」と記載されているが、今後継続検討される際には素材について多様性を持たせて検討してはどうか。また、現在ネルだけが特定されているのはどのような経緯があるのか。

A；IEC 整合規格；JIS C 9335-2-30（2017）では、IEC 規格をそのまま採用している。引き続き検討する場合には、その点も踏まえて議論する必要があると考える。

C；現状の規定の延長線での検討に固執するのではなく、火災を防止する観点から色々な方法を検討いただきたい。

### (5) 解釈検討第 2 部会 別表第十二への採用を要望する JIS について（小委員会承認後）

<解釈検討第 2 部会長（一財）電気安全環境研究所 住谷氏>

- ・住谷部会長より、資料 No. 3-1～3-2 に基づき、電気用品の省令に適合する整合規格として解釈別表第十二に採用を要望する JIS の概要について説明がなされた。その後、各小委員会事務局から表 1 に示した規格について説明がなされた。審議の結果、提案は承認された。

表 1 別表第十二への採用を要望する JIS 一覧（小委員会承認後）

資料番号	タイトル	規格番号
3-3	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 -2-25 部：電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求事項	JIS C 9335-2-25
3-4	〃 - 第 2-65 部：空気清浄機の個別要求事項	JIS C 9335-2-65
3-5	〃 - 第 2-90 部：業務用電子レンジの個別要求事項	JIS C 9335-2-90
3-6	〃 - 第 2-98 部：加湿器の個別要求事項	JIS C 9335-2-98
3-7	照明器具 - 第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-20
3-8	〃 - 第 2-21 部：ロープライトに関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-21

資料番号	タイトル	規格番号
3-9	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第 1 部：一般要求事項	JIS C 8282-1
3-10	住宅及び類似設備用配線用遮断器	JIS C 8211
3-11	住宅及び類似設備用漏電遮断器ー過電流保護装置なし (RCCBs)	JIS C 8221
3-12	住宅及び類似設備用漏電遮断器ー過電流保護装置付き (RCBOs)	JIS C 8222
3-13	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第 2-82 部：サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-82
3-14	〃ー第 2-32 部：マッサージ器の個別要求事項	JIS C 9335-2-32
3-15	〃ー第 2-60 部：渦流浴槽機器，渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-60
3-16	〃ー第 2-207 部：水電解器の個別要求事項	JIS C 9335-2-207
3-17	〃ー第 2-209 部：家庭用電気治療器の個別要求事項	JIS C 9335-2-209
3-18	〃ー第 2-210 部：家庭用電気磁気治療器の個別要求事項	JIS C 9335-2-210
3-19	〃ー第 2-211 部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項	JIS C 9335-2-211
3-20	〃ー第 2-212 部：家庭用吸入器の個別要求事項	JIS C 9335-2-212
3-21	電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法	CISPRJ 15
3-22	マルチメディア機器の電磁両立性ーエミッション要求事項ー	CISPRJ 32

○質疑応答の概要を以下に示す。

質疑応答概要 【Q：質問， C：コメント， A：回答】

Q1； 資料 3-3 の 7.12 項でクラス 01 とあるが，電子レンジでもクラス 01 が認められているのか？

A1； 従来から電子レンジにもクラス 01 は認めていた。今回は，「必ず接地すること」を取説に記載するデビエーションを追加した。

Q2； 資料 3-9 は，IEC 工事の機器についての規定なので，「審議中に問題となったこと」の第 2 項で IEC 工事対応の機器なので日本独自規格の電線を削除したとあるが，第 4 項で業界からの要望でクラス 01 機器用プラグを残したとある。矛盾はしないか？

A2； このプラグは，電技解釈第 218 条の IEC 工事だけでなく，従来工事でも使用されるので残した。

Q3； 資料 3-3 の「主な国際規格との差異の概要」の 19.105 項に「戸棚のドア」とあるが，ドアには家具の引き戸の他に折り戸も考慮しているのか？さらに，戸棚だけでなく壁の窪みへの設置も考えているのか？

A3； 規格案では，ドアの意味に引き戸も含まれることを明記したが，折り戸については記載していない。折り戸も含まれることがわかるような表現を検討する。また，IEC では，戸棚だけでなく壁の窪みに設置されること

も考えている。なお、IEC では、①戸棚や壁の窪みで使用してもよいか否かを取説で明記する、②戸棚や壁の窪みで使用可能なものは使用時に必ず扉を開けるよう取説で明記することの規定があるが、③誤使用で扉を閉めたまま使用することも想定して、19.105 項の試験(戸棚の扉を閉めて運転)を規定している。

Q4; 資料 3-10, 資料 3-11 及び資料 3-12 の遮断器類は IEC 工事用途と従来工事用途のものがあり、使用者側で選択する必要があるが、これを判断するため、附属書1又は附属書2, 使用できる電線の温度70℃又は60℃などの表示はされるのか?

A4; 表示事項に記載される。

Q5; 「相対湿度を85%以下に変更」とあるが、実際はどうなのか? 日本では梅雨時など、もっと高い場合があるのではないか?

A5; IEC 規格では50%が設計条件だが、JIS では85%にしたということである。設計条件85%であるが、耐久試験では95%を要求しており、問題ないとする。

Q6; 資料 3-14 の「審議中問題となった事項」で、d)項の「熱に敏感でない人」への規定は低温火傷を考慮してのことか?

A6; 温度に対する値は力が低下している人、低い人に対し念のため注意するという意味である。誤解されるようであれば表現を分かり易いように見直したい。

Q7; 資料 3-14 の「主な改正点」で、15.2 項の「通常使用時に液体がこぼれるおそれがある機器で…試験状態を追加した。」とあり、7.12 項で「機器から水が漏れている場合、機器を使用してはならない。」と記載することを求めているが、「感電の恐れがあるので」、若しくは「漏電の恐れがあるので」と理由を追加してはどうか?

A7; 追加を検討したい。

Q8; 資料 3-17 の適用範囲で「経験及び知識の欠如している人」とあるが、表現が不適切ではないか?

A8; JIS C 9335-1 に表現はあわせているため、個別では修正しにくい。

Q9; CISPRJ 規格について、審査基準と整合性リスト(JIS 以外)の2で”認定機関で構成される電気用品調査委員会…”とあるが、認定機関との表記は問題ないか?

A9; 規約の記載を確認し合わせる。(委員会終了後確認した結果、規約では、試験・認証機関となっている。)

Q10; 資料 3-21, 22 の概要説明の適用範囲に含まれる主な電気用品名が適用範囲か?

A10; 電波雑音の場合、用品名ではなく機器種別で適用範囲が規定されるが、判り難いため考えられる電気用品名を記載した。しかし、これ以外も含まれる可能性があり、今後電気用品が追加される可能性もあるので、あくまで参考として考えて頂きたい。

## (6) 解釈検討第 2 部会 別表第十二への採用を要望する JIS について (JIS 発行後)

＜解釈検討第 2 部会長 (一財)電気安全環境研究所 住谷氏＞

・住谷部会長より、資料 No. 4-1 に基づき、電気用品の省令に適合する整合規格として解釈別表第十二に採用を要望する旨、改正後の JIS については、既に小委員会承認後の委員会において承認済みであるため報告事項とする旨説明の後、概要について報告がなされた。その後、各小委員会事務局から表 2 に示した規格について報告がなされ、今後、整合規格としての採用を国へ提案することが承認された。

表2 別表第十二への採用を要望する JIS 一覧 (JIS 発行後)

資料番号	タイトル	規格番号
4-2	オーディオ, ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項	JIS C 6065
4-3	情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項	JIS C 6950-1
4-4	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第2-76部：電気さく用電源装置の個別要求事項	JIS C 9335-2-76
4-5	〃－第2-55部：水槽用及び庭池用電気機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-55
4-6	〃－第2-75部：業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項	JIS C 9335-2-75
4-7	〃－第2-8部：電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項	JIS C 9335-2-8
4-8	〃－第2-24部：冷却用機器, アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項	JIS C 9335-2-24
4-9	〃－第2-30部：ルームヒータの個別要求事項	JIS C 9335-2-30
4-10	〃－第2-52部：口こう（腔）衛生機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-52
4-11	照明器具－第2-5部：投光器に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-5
4-12	蛍光灯ソケット及びスタータソケット	JIS C 8324
4-13	直管蛍光ランプ－第1部：安全仕様	JIS C 7617-1
4-14	片口金蛍光ランプ－第1部：安全仕様	JIS C 7618-1
4-15	一般照明用電球形蛍光ランプ－第1部：安全仕様	JIS C 7620-1
4-16	ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項	JIS C 8147-1
4-17	〃－第2-13部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項	JIS C 8147-2-13
4-18	機器用スイッチ－第2-1部：コードスイッチの個別要求事項	JIS C 4526-2-1
4-19	機器用スイッチ－第1部：一般要求事項	JIS C 4526-1
4-20	ネオン変圧器	JIS C 8109
4-21	ランプ制御装置－第2-10部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管）の高周波動作電子インバータ及び変換器の個別要求事項	JIS C 8147-2-10

○質疑応答の概要を以下に示す。

質疑応答概要 【Q：質問，C：コメント，A：回答】

Q1；JIS C 9335-2-75（業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項）の適用範囲の中で，昨今見かける「災害時対応の自動販売機」についても含まれているのか。

A1；近年，自動販売機に災害時に対応した機能を追加している。そのような機能を追加したことを考慮して JIS を作成しているため，網羅していると考え。

Q2；投光器については神宮外苑において火災事故が発生したが，使い方の問題でもあるかと思われ

るが、この事故を踏まえて規格に反映すべきことはあったか。

A 2 ; JIS C 8105-2-5(2017) (投光器に関する安全性要求事項) では可燃物を接触させたような火災事故に対する追加規定は行っていない。白熱電球が熱いこと、離れて物を照らすために使用するものであることをもっと周知する必要があると考えている。

**(7) 平成 29 年度電気用品調査委員会事業計画案について <事務局>**

・事務局より、資料 No.5-1 に基づき、平成 29 年度の事業計画 (案) について説明を行い、意見・質問等はなく承認された。

**(8) 平成 28 年度決算見込及び平成 29 年度予算について <事務局>**

・事務局より、資料No.5-2 に基づき平成 28 年度決算見込及び平成 29 年度予算 (案) の説明があり、意見・質問等はなく承認された。

**(9)各小委員会からの報告**

・資料No.6-1～6-13 に基づき、各小委員会より報告があった。

- a. 第 7, 20, 55 小委員会審議結果報告書 <(一社)日本電線工業会>
  - b. 第 34 小委員会審議結果報告書 (光源デバイス・照明器具関係) <(一社)日本照明工業会>
  - c. 第 59/61/116, 72 小委員会審議結果報告書 <(一社)日本電機工業会 家電部>
  - d. 第 23-1 小委員会審議結果報告書 <(一社)日本配線システム工業会>
  - e. 第 23-2 小委員会審議結果報告書 <(一社)電気設備学会>
  - f. 第 23-3 小委員会審議結果報告書 <(一社)日本電気制御機器工業会>
  - g. 第 108 小委員会審議結果報告書 <(一社)ビジネスマシナリー・情報システム産業協会>
  - h. 第 1, 3, 25 小委員会審議結果報告書 <(一財)日本規格協会>
  - i. 第 76 小委員会審議結果報告書 <(一社)光産業技術振興協会>
  - j. 第 2, 15, 22, 77, 85, 112 小委員会審議結果報告書 <(一社)電気学会>
- (↓事務局代読)
- k. 第 37-2, 51 小委員会審議結果報告書 <(一社)電子情報技術産業協会>
  - l. 第 31, 第 32-2, 第 96, 121・23E 小委員会審議結果報告書 <(一社)日本電機工業会 技術部>
  - m. 第 89, 104 小委員会審議結果報告書 <(一財)日本規格協会>

**(10) 29 年度の委員名簿の確認について <事務局>**

・事務局より、今回が平成 28 年度の最終委員会となることから、最新の委員名簿 (資料 No. 7) について確認依頼があった。

**(11) 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に関する提案書の提出について<事務局>**

事務局より、資料 No.8 に基づき、第 97 回電気用品調査委員会で承認された下記案件について提案書を経済産業省に提出した旨の報告があった。報告内容について意見・質問等は特になかった。

- ・第 97 回電気用品調査委員会;6 件の JIS の採用要望(平成 28 年 11 月 30 日)



(12) 次回の開催日程について<事務局>

- ・次回の『第99回 電気用品調査委員会』は、以下の予定で開催することとした。

日時：平成29年7月11日(火) 13:30～

場所：日本電気協会 4階 会議室(予定)

以上で、本日の審議を終了し、散会した。

－ 以 上 －